

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

住宅を買ったときにも税金はかかる

Q: 念願の家を購入することにしました。どのような税金がかかりますか。

A: ローンの金利が低いことや地価の下落の影響もあって、景気回復が遅れている中で、住宅・マンションの購入や建築が増加しているようです。

住宅を売買により取得した場合、次のような税金がかかります。

①登録免許税

土地や建物を登記するときにかかる税金です。

固定資産税評価額×5%

・宅地については、平成8年3月31日までは固定資産税評価額の40%が課税標準となります。

・自分が住むための住宅用家屋で、平成7年3月31日までの間に取得をし、その後1年以内に行う登記については、税率は0.6%になります。

②不動産取得税

固定資産税評価額×4%

・宅地の課税標準は、平成6年分は1/2、平成7～8年分は2/3とされます。

・住宅及び一定の住宅用土地の税率は3% (平成7年6月30日まで)

・その他、一定の住宅については軽減措置があります。

③印紙税

住宅購入の契約書に印紙を貼って納めます。記載されている契約金額によって印紙税額は異なります。

